

昭和七年一月

関税制度 関税日本 經濟聯盟會 日本工業俱樂部建議 関税資料



存 昭和財政史資料 第七五號

国立公文書館	
分類	財務省
	平成15年度
排架番号	つくば書庫5
	5-59
	398

37



昭和七年一月

關稅制度ニ關スル日本經濟聯盟  
會及日本工業俱樂部ノ建議ニ關  
スル資料

大藏省主稅局



序 言

一、關稅制度ニ關シ日本經濟聯盟會（昭和六年十二月十七日附）及日本工業俱樂部（昭和六年十二月十八日附）ヨリ大藏大臣宛 夫々建議ノ次第アリ、右ニ關シテハ本年一月十一日主秘第二號ヲ以テ各稅關長ノ意見照會中ナル處不取敢茲ニ右ニ對スレ資料ヲ一括シタリ

二、本資料中◎印ヲ附シタル事項ハ前記兩者ヨリ建議ニ係ルモノニシテ他ハ日本經濟聯盟會ノミヨリ建議ニ係ルモノナリ



関税制度ニ関スル日本經濟聯盟會及  
日本工業俱樂部ノ建議ニ對スル意見

建議	資料
<p>第一、関税政策ノ根本方針</p> <p>一、有效ナル関税ノ制定ヲ要スル産業</p> <p>(イ) 国防上必要ニシテ平時維持ヲ要スル産業</p> <p>(ロ) 工業ノ基礎タルベキ産業</p> <p>(ハ) 國民經濟上主要ナル産業</p>	<p>臨時財政經濟調査會答申中上記建議ノ趣旨ト關係アルモノヲ挙グレバ左ノ如シ</p> <p>一、保護稅ハ本邦ニ於テ現ニ存立シ且未ダ發達セザル産業ニシテ而モ將來發達ノ見込アルモノ又ハ現ニ存立シ且相當發達セルモノト雖將來其ノ維持ヲ必要トスル重要産業若ハ現ニ存立セザルモ將來發達ノ見込アル重要産業ニ對シテノミ之ヲ設クルコト</p> <p>二、軍事上ノ用途ニノミ供セラルル物品又ハ</p>

(三) 幼稚産業

二、関税ハ保護ノ目的達成ノ曉ニハ遲滞ナク之ヲ低減若ハ撤廢スベク又ハ豫メ之ニ期限ヲ附スルコト

第三、整備ヲ要スル制度

◎一、伸縮関税

主トシテ軍需品トシテ使用セラルル物品ニシテ本邦ニ於テ生産ノ見込アルモノニ對シテハ相當ノ保護稅ヲ課スルコト但シ本邦ニ於テ自給シ得ル見込ナキ物品ニ付テハ課稅セザルコト

関税審議會會答申中「總テ保護關稅ニ成ルベク實施期間ヲ定ムルコト」一項アリタリ(別紙第一號「各國ニ於ケル期限又ハ期間ヲ附シタル關稅」)

伸縮関税ニ關シテハ米國ノ事例ニ徴



内外價格ノ變動ニ因リ緊急ノ措置ヲ必要トスルトキハ政府ハ關稅審議機關ノ議ヲ經テ有稅品ノ稅率ヲ十割以内増減スルコトヲ得ルノ制度ヲ樹ツルコト

シ又ハ憲法第六十二條ノ精神ニ照シテ可否ノ論アルベキモ茲ニ財政行政機關ノ立場ヨリ見ルトキハ今日必シモ伸縮關稅制度ヲ設クルノ要ナク事實上關稅調查委員會(幹事會)ノ調査ニ依リ隨時關稅ノ改正ヲ行ヒツツアリ、尙伸縮關稅ハ之ヲ適用スルニ付テノ前提タル諸條件ノ定義が明確ヲ缺クニ於テハ實際適用不能ニ了ルコトアリ、又動モスレバ改正ノ濫ニ失シテ關稅率ノ安定ヲ害スルヲ防ギ難キ虞アリ  
具体的ニ本建議ニ付テ見ルニ「内外

◎ニ、輸入制限  
産業統制、需給調節ノ  
必要アル場合輸入許可  
制度ヲ實施スルコト

價格ノ變動ニ因リ緊急ノ措置ヲ必要トスルトキレト云フガ如キハ事實上之ヲ認定スルコト困難ナリ尙伸縮ノ範圍ヲ有稅品ノミニ限リタル點注意ヲ要ス(別紙第三號「米國ニ於ケル伸縮關稅制度」及別紙第三號「米國關稅法第三一五條所謂伸縮關稅規定ニ就イテ」)  
本件ハ專ラ大藏省ノ所管ニ屬スル事項ニテハ非ザレドモ商工者、農林者等ニ於テ之ヲ實施セントスル場合ニ於テハ彼此緊密ナル連絡



ヲ執ルノ要アリ

方今世界各國中輸入制限制度ヲ  
布クモノ續出（別紙第四號）和  
蘭危機輸入法案、別紙第五  
號「ベルシヤ外國貿易獨占法」、別  
紙第六號「各國ニ於ケル輸入制限  
及之ニ類似スル制度ノ採用狀況ニ關  
スル一覽表」參照）スルノ形勢ハ大  
戰當時ヲ思ハシムルモノアリ（別紙第  
七號「戰時ニ於ケル各國關稅關係施  
設概要」參照）、我國ニ於テハ假令  
輸入制限ノ必要ヲ認ムルモ輸入及  
輸出ノ禁止及制限ノ撤廢ノ厚ノ

國際條約ニ依リ現在原則トシテ之  
ヲ實行セザルベキ義務ヲ負フ、右  
義務ハ一九三一年六月三十日又ハ一九三  
二年、一九三三年若ハ一九三四年ノ同月  
同日ニ國際聯盟事務總長ニ對シ  
該日附ニ於テ右義務ヲ免除セラルバ  
キ旨ノ宣言ヲ送付スルコトニ依リ之  
ヲ免除セラルルヲ得ヘシ（條約及補  
足協定ノ實施ニ關スル議定書第  
六項）

◎三、不當廉賣防止制度  
ノ改正

現行關稅定率法第五條ノニガ其ノ實  
施以來其ノ發動ヲ見タルコトナキ事



現行法令ハ迅速且適切有  
效ナル防止ヲ爲スコト困難  
ナリ

(イ) 保護産業ノ範圍ヲ重  
要産業ノミニ限定セサル  
コト

(ロ) 本邦産業ノ合理的ナ  
ル維持發達ヲ阻害スル  
虞アル場合ニハ本法令ヲ  
適用スルコト爲スコト

(ハ) 「正當價格」ノ意  
義ヲ一層明確ナラシムル  
コト

實質ハ制度改正ノ必要ヲ思ハシムルモ  
ノアレドモ (イ)、(ロ)ノ如ク防止實行ノ  
場合ヲ擴大スルコトハ必シモ本條  
ノ發動ヲ容易ナラシムル所以ニ非ズ、  
「重要産業ガ危害ヲ蒙ル虞アル  
場合」ニ限定スルコト外國ノ立法ニ  
モ多ク見ル所ナリ (別紙第八號  
「不當廉賣防止ニ關スル各國立法  
例」参照)

(ニ) 不當廉賣ノ疑アリト  
認めラルル物品ノ輸入ニ  
付テハ担保ヲ提供セシム  
ルコトトスルコト

◎四、輸出國ノ貨幣價值  
暴落ニ基ク廉賣  
貨幣價值下落國ヨリノ  
輸入有税品ニ對シ右ノ下  
落率ニ應ズル関稅ヲ增  
徴シ得ルコトト爲スコト

所謂爲替カムピング防止関稅ハ最  
惠國條款トノ關係上實施殆んど  
不可能ナリ (別紙第九號「爲替  
カムピング防止ニ關スル各國立法  
例」参照)

◎五、奢侈品関稅  
現行ノ奢侈品関稅ヲ廢

贅澤関稅ノ整理方式ニ關シテハ左  
記各案ノ得失ヲ考慮スルノ要アルベ



止シ一般関稅定率表中ニ  
編入スルコト

現行奢侈品関稅中原料  
品及半製品ニ對スルモノハ  
撤廢又ハ輕減、全製品ニ  
對スルモノハ存置、必要アル  
モノニ限り稅率ヲ變更セズ  
且原則トシテ從量稅トシ  
テ存置ノコト

ク特別法ノ廢否ノ形式的問題ヨリモ  
率口十割稅率ノ廢否ノ實質的問題  
ニ重キヲ置クヲ要スベシ

形式的整理案  
イ、贅澤稅ハ之ヲ廢止スルコト  
ロ、贅澤稅法ハ之ヲ存置スルコト  
ニ實質的整理案

イ、十割稅ヲ存置スルコト  
ロ、七割ト云フガ如キ緩和セラレタ  
ル贅澤稅率ヲ存置スルコト  
ハ、十割又ハ七割ト云フガ如キ贅澤  
稅率ヲ廢止スルコト

### 六、保稅工場

(イ) 原料が既ニ内地ニ於テ  
相當價格ヲ以テ多量ニ  
生産セラルル工業ニ就テハ  
保稅工場ノ増設ヲ許サザ  
ルニミナラズ更ニ進ミテ其  
ノ整理統制ヲ爲ス要アリ

(ロ) 保稅工場ノ特許ハ主  
務大臣ノ權限ニ屬セシム  
ルコト

内地工業ノ生産状態ニ關シテ注意  
ヲ拂フノ要アレドモ一面保稅工場ハ本  
質上保護関稅ノ下ニ於ケル一ノ緩和  
制度タルノ點ニ鑑ミ本格的保稅工  
場ヲ排斥シ去ルヲ得ザルモノト思料  
セラレ

本件特許ハ昭和二年法律第四五號  
保稅工場法制定ノ際特ニ事務簡  
捷ノ趣旨ヲ以テ稅関長ニ屬セシメ  
タル所ナリ



七、戻税

- (イ) 原料が既ニ國內ニ於テ相當價格ヲ以テ多量ノ供給アルモノニ對シテハ戻税ヲ認メサルコトスルコト
- (ロ) 戻税手續ヲ簡易敏速ナラシムルコト

八、複関税制度

- (イ) 本制度ヲ採用シ無條約國ノ輸入品等ニ對シ最高税率ヲ適用スルコト

複関税制度ハ我國ニ於テハ明治四十年現行関税率法制定ノ際其得失ノ論議ヲ見タルコトアルモノニシテ之ニ関シ矢部元大藏技師ノ左ノ所説アリ（「本邦関税ノ沿革」）

- (ロ) 本制度ノ設定ニ支障アル通商條約ヲ改訂スルコト

「このダブルタリフとシングルタリフの利害はなかくむつかしいものでありまして、どうも外國と談判する際には、いろいろの懸引上ダブルタリフでなければならぬやうです。……それではシングルタリフで行くと、或税率に付て一方に都合よくすれば他方には都合が悪いため、自然議論が細かくなつて来る。そして作つたもつであるからして、これを以て外國に向つて談判する段になると融通が利かぬから、一寸位動かせば成立するのだが、ホンの少しでも動かすことが出来ぬやうに切り詰めて



第三、関税審議機  
関

現存関税調査委員会及  
不當廉賣審査委員会  
代へて関税國策ノ遂行ニ適  
當ナル左記ノ組織構成ヲ有

居るからどう仕様もない。此の兩方々  
利害に付ては尚研究しなければなら  
ぬと思ひます。し  
尚複関税制度ノ批評ニ付テハ別冊  
「各國関税率及通商條約制度」參  
照

(別紙第一〇號「米國関税調査委  
員會ノ組織及職能」)

スル関税審議機關ヲ新  
設スルコト

一、内閣直屬

「各省大臣ノ諮詢ニ應ズル  
外自ラ調査審議ヲ爲シ  
建議スルノ権限ヲ附與セ  
ラルルコト

二、左記ハ関税審議機

関ノ議ヲ經ルヲ要スルコト

(1) 伸縮関税事項

(2) 関税率法第三條

乃至第五條ノニ規定事

項



(ハ) 貨幣價值低落ニ由ル  
増徴関稅事項

(ニ) 複関稅中最高稅率  
適用ニ關スル事項

(ホ) 前各條ノ外關稅率ノ  
變更、廢止、設定及輸入  
禁止若ハ制限ニ關スル事  
項

三、直接ニ利害關係人ヨリ  
陳情又ハ建議ヲ受クルヲ  
得ルコト

四、左記ノ權限ヲ附與スル  
コト

(イ) 關係行政官廳ニ對  
シ必要ナル資料及記錄  
ノ提出又ハ調査ヲ求ムル  
コト

(ロ) 關係アル個人又ハ法人  
ニ對シ必要ナル資料及記  
録ノ提出ヲ求ムルコト

(ハ) 利害關係人ノ出頭ヲ  
求メ事實又ハ意見ノ陳  
述ヲ求ムルコト

五、構成員ハ公務員トス  
ルコト

六、委員及事務局ヲ以



テ之ヲ構成スルコト

七、委員ハ關係官吏、  
貴衆兩院議員及民間ニ  
於ケル産業地ニ國民經濟  
事情ニ精通セル者ノ中ヨリ  
選ビ民間委員數ハ少ク  
モ全委員ノ半數ヲ下ラザ  
ルコト